

引っ越しが決まったら～県営水道の開栓・契約解除手続き～



春は引っ越しのシーズンです。新生活に向けて、やる事がたくさん。でも、忘れてはいけないことの一つに、新居の水道の開栓・旧居の水道契約解除があります。では、どのような手続きをすればいいのでしょうか？

【水道の開栓】

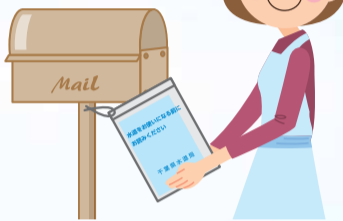
①引っ越しが決まる



※**お客様番号**は「お申込みセット」の中に入っている「水道使用申込書」または「口座振替依頼書」に記載されている9桁の番号です。**水栓番号**は、玄関付近に貼ってある楕円形のステッカーに記載されている番号です。水道使用開始のお申し込みの際に必要となります。

②お申込みセットを確認する

お客様番号または**水栓番号**を知るために、引っ越し先にて、ビニール袋に入った「お申込みセット」をご確認ください。
(使用開始日以前に引っ越し先に行くことが難しい場合は、県水お客様センターにご相談ください)



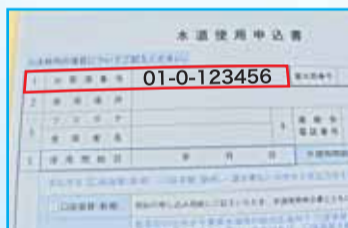
※「お申込みセット」は建物内やポストに入っていることが多いです。



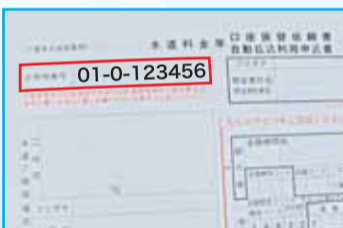
お申込みセット一式



水栓番号が記載されたステッカー



水道使用申込書



口座振替依頼書

③使用開始手続きをする

使用開始手続きのため、県水お客様センターに電話(またはFAX、インターネット、使用申込書の送付)をお願いします。

※その際、お客様番号(または水栓番号)、使用者名、住所、電話番号、使用開始日、水道料金のお支払方法、納入通知書の送付先等をお伺いします。同一住所内に建物が複数戸存在する場合がありますので、可能な限りお客様番号または水栓番号を事前にお調べください。

④止水栓を開ける

使用開始日にご自身でメーターボックス内の止水栓を開けてください。

※一般的なメーターボックスの設置場所

戸建：敷地内の、道路に近い場所に埋め込まれていることが多いです。「量水器」と書かれている蓋が付いています。



メーターボックス



メーターボックス(開けたところ)

注:写真は開栓状態です。

止水栓
水道メーター

集合住宅：2階建ての場合は戸建と同じですが、3階建て以上の場合は玄関横に電気やガスメーターと一緒に設置されていることが多いです。



メーターボックス
注:写真は開栓状態です。

水道メーター
止水栓

【完了!!!】

【水道の契約解除】

①引っ越しが決まる

※区内での転居も含まれます。



②契約解除手続きをする

契約解除手続きのため、転出の3～4日前までに県水お客様センターに電話(またはFAX、インターネット)によりお申し込みください。

※その際、お客様番号、使用者名、住所、電話番号、契約解除日、水道料金の精算方法、移転先住所・電話番号等をお伺いします。



③水道料金を精算する

水道料金の**精算方法**は、以下の方法があります。

- ①これまで利用されていた口座振替によるお支払い
- ②後日、送付する納入通知書によるお支払い
- ③契約解除日に検針員に立ち会い、その場で水道料金を現金精算する。



【完了!!!】

水道の使用開始・中止のお問い合わせ・お申込みは

県水お客様センターまで

- ナビダイヤル..... **0570-001245**
- ナビダイヤルをご利用できない場合... **043(310)0321**
- FAX専用..... **043(272)3333**
- インターネット.....

県水お客様センター

※給水区域内では、下水道事業はお住まいの市役所が行っておりますので、別途届け出が必要となります。